高知県おもてなしイメージデザイン「まち・ゆうき君」 使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「あったか高知で待ちゆうき」をキャッチフレーズに、高知県おもてなしアクションプランを推進していくため、高知県のおもてなしをあらわしたイメージデザイン「まち・ゆうき君」の展開イメージ(以下「まち・ゆうき君」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用の届出)

第2条 「まち・ゆうき君」を使用しようとする者は、あらかじめ「まち・ゆうき君」使用届出書(以下「届出書」という。(様式第1号))を高知県観光政策課長(以下「課長」という。)に提出しなければならない。

ただし、「まち・ゆうき君」を使用する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、この 限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、学校及びその関係者等が業務の目的で使用するとき。
- (2) その他、課長が特に認めるとき。
- 2 課長は、届出書の提出があったときは、その内容を審査し「まち・ゆうき君」使用許諾書 (以下「使用許諾書」という。(様式第2号))又は「まち・ゆうき君」使用不許諾書(様式第3号)により通知するものとする。

(遵守事項)

- 第3条 「まち・ゆうき君」を使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 届出書に記載した目的、方法で使用すること。
 - (2)「まち・ゆうき君」を使用する際は、定められた色、形式等を正しく使用すること。
 - (3)「まち・ゆうき君」の使用については、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに課長に 提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等が確認でき るものをもって替えることができる。
 - (4) その他、課長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用差し止め)

- 第4条 課長は、使用が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、使用を差し止めることができる。
 - (1) 使用目的及び使用方法が、「まち・ゆうき君」制定の趣旨に反すると認められるとき。
 - (2) 高知県のイメージを傷つけられるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

- (4) 特定の政党、候補者、宗教団体及び営利団体を支援または公認しているような誤解を与 え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他、課長が「まち・ゆうき君」の使用について不適当と認めるとき。

(届出内容の変更)

第5条 届出の内容に変更が生じるときは、あらかじめ「まち・ゆうき君」使用変更届出書(様式第4号)を課長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(使用許諾の取消の届出)

第6条 使用者は、使用期限までに、「まち・ゆうき君」を使用する必要がなくなったときは、「まち・ゆうき君」使用許諾取消届(様式第5号)と使用許諾書の写し(変更があったときは変更後のもの)を課長に提出しなければならない。

(使用料)

第7条 「まち・ゆうき君」の使用料は、無料とする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、「まち・ゆうき君」の使用について必要な事項は、課長が 別に定める。

附則

この規程は、平成20年12月9日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月16日から施行する。

附則

この規定は、平成25年2月15日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月18日から施行する。